

別添

酪農経営体生産性向上緊急対策事業実施要領

第1 趣旨

酪農経営体生産性向上緊急対策事業の実施に当たっては、酪農経営体生産性向上緊急対策事業実施要綱（平成29年3月31日付け28生畜第1530号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金等交付要綱（平成29年3月31日付け28生畜第1531号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金交付要綱」という。）等に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 楽酪応援会議の要件

実施要綱第2の1の生産局長が別に定める楽酪応援会議の要件は、次のとおりとする。

- 1 運営を行うための事務局が設置されており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 次のいずれかの団体であって、酪農を営む者が所属するものであること。
 - ア 公益社団法人
 - イ 公益財団法人
 - ウ 一般社団法人
 - エ 一般財団法人
 - オ 事業協同組合
 - カ 事業協同組合連合会
 - キ その他農業者の組織する団体

第3 楽酪応援計画の要件

実施要綱第2の2で定める楽酪応援計画に記載する内容の要件は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- 1 楽酪応援会議の名称及びその構成員の概要
- 2 楽酪応援計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担
- 3 労働負担軽減経営体の労働条件の改善のための取組の概要
- 4 労働負担軽減経営体が導入する機械装置の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果
- 5 労働負担軽減経営体の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、地域酪農の発展に資する取組の内容

第4 集合搾乳施設利用計画の要件

実施要綱第2の3で定める集合搾乳施設利用計画に記載する内容の要件は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- 1 楽酪応援会議の名称及びその構成員の概要
- 2 集合搾乳施設利用計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担
- 3 集合搾乳施設運営経営体の労働条件の改善のための取組の概要
- 4 集合搾乳施設運営経営体が導入する施設の種類、内容及び労働条件の改善の

定量的な効果

- 5 集合搾乳施設運営経営体の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、地域酪農の発展に資する取組の内容。

第5 事業の細目及び具体的な手続等

実施要綱第5の1の生産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は、労働負担軽減事業については別紙1に、集合搾乳施設整備事業については、別紙2に、それぞれ定めるとおりとする。

第6 事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価

実施要綱第5の2の生産局長が別に定める事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価の方法は、実施要綱第4の1及び2に掲げる事業ごとに、別紙1及び別紙2に、それぞれ定めるとおりとする。

第7 費用対効果の評価

実施要綱第6の生産局長が別に定める費用対効果の評価の方法は、実施要綱第4の1及び2に掲げる事業ごとに、別紙1及び別紙2に、それぞれ定めるとおりとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 実施要綱第8の生産局長が別に定める事業実施状況の報告は、実施要綱第4の1及び2の事業ごとに、別紙1及び別紙2に、それぞれ定めるとおりとする。
- 2 生産局長、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）及び都道府県知事は、1の事業実施状況の報告により、本事業の進捗状況や目標の達成状況を確認することとし、必要に応じて、事業実施主体やその他関係者に対し、助言又は指導を行うことができるものとする。

第9 不正行為等に対する措置

生産局長、地方農政局長及び都道府県知事は、事業実施主体その他本事業による給付又は助成を受ける者が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体等に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長又は生産局長に報告するものとする。

第10 事業名等の表示

本事業により導入した機械装置及び整備した施設には、本事業の名称、事業実施年度、事業実施主体名並びに労働負担軽減経営体又は集合搾乳施設運営経営体の名称等を表示するものとする。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。